平成２５年（フ）第２２２号
三重県津市久居相川町2533番地８、前住所三重県津市夢が丘１丁目45番地１
債務者　岡田　　登
１　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　大河
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６９号
滋賀県甲賀市水口町山2589番地152、前住所滋賀県甲賀市水口町東林口５番39号
債務者　田中五男こと　鄭　　大生
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７号
滋賀県野洲市行畑１丁目14番21―401号　メゾンＧＴ401号室
債務者　ガレージパートナーこと　北野　周次
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田　理史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
鳥取県米子市尾高1984番地１
債務者　仲田　由美
１　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　浩一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２号
香川県観音寺市村黒町626番地４
債務者　西岡　憲治
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋月　智美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１７６号
熊本県合志市須屋2098番地17、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼550番地
債務者　東　　和弘
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福山　素士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４４号
兵庫県尼崎市武庫町１―39―10　プランドール武庫205、住民票上の住所神戸市中央区中山手通２丁目10番２―905号
債務者　Ｍ企画こと　長嶺　昌一
１　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里584番地３
債務者　沖　　幸一
１　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１５号
兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1085、住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里2071番地
債務者　インテリアオキこと　沖　　良
１　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６６号
熊本市南区良町４丁目１番71―３号　米森ハイツＢ棟、前住所熊本市南区田井島２丁目２番12号
債務者　野崎　　剛
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
熊本市南区良町４丁目１番71―３号　米森ハイツＢ棟、前住所熊本市南区田井島２丁目２番12号
債務者　野崎千江美
１　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉田　榮喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１００号
函館市陣川町98番地334
債務者　丸山　　進
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７号
大阪府箕面市桜４丁目15番４号
債務者　植山健治郎
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８号
大阪府箕面市桜４丁目15番４号
債務者　植山惠美子
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷３丁目３番５号スタジオデン梶が谷304号室、住民票上の住所神奈川県川崎市多摩区登戸615番地７
債務者　諏訪　幸治
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４号
大阪府東大阪市足代新町９番７号　ルミナリエ布施205号
債務者　岡　　修三
１　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部